



テクノフロンティア伊丹新規公募のご案内

伊丹市の定着支援補助制度も拡充され3年ぶりの新規申し込みの受付開始！

～「テクノフロンティア伊丹」（貸工場及び事業場）の入居企業募集 及び、テクノフロンティア伊丹入居企業補助事業の拡充について～

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）は、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」（以下「旧集積法」という。）に基づき整備した試作開発型事業促進施設※（賃貸工場及び事業場）について、下記の要領で受付を開始することとしたので、公告します。

また、伊丹市では、テクノフロンティア伊丹に対する、入居企業への賃料補助に加え、平成31年5月31日の賃貸終了後に伊丹市内で引き続き事業を行う企業に対して、償却資産に係る固定資産税の軽減、移転後の新規雇用及び移転費用に対する補助制度を新設いたしました。

記

1. 公募する施設の名称
伊丹試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア伊丹）
2. 所在地
兵庫県伊丹市北河原五丁目3番24号
3. 今回の公募区画

区画	工場タイプ
賃貸面積	246.9㎡ うち、中2階事務所面積・・・29.4㎡
賃料	506,638円（税込／月額） ※月額賃料の1／10相当額の賃料補助制度があります。
敷金	1,407,330円
室番号	102号室、103号室、104号室
天井高	1階作業室・・・5m 中2階作業室・・・2.4m
耐床荷重	1階作業室・・・2t／㎡
主要設備等	OAフロア、氷蓄熱式パッケージエアコン（省エネ型）、エントランスホール、集会室（2階）、給湯室、男女別トイレ、24時間機械警備

区画	オフィスタイプ（小規模試作開発も可能）
賃貸面積	94.9㎡
賃料	225,482円（税込／月額）
	※月額賃料の1／10相当額の賃料補助制度があります。
敷金	626,340円
室番号	201・202・203・207号室
主要設備等	OAフロア、氷蓄熱式パッケージエアコン（省エネ型）、エントランスホール、集会室（2階）、給湯室、男女別トイレ、24時間機械警備

4. 賃借人の資格

次に掲げる条件を備えている方に賃貸します。

- (1) 本施設を旧特定産業集積活性化法に定める基盤的技術産業（※1）に属する事業の用に供することにより、新製品の開発又は新分野への進出を図ろうとする方及び当該施設等の利用者の利便に供する事業（※2）を行う方
 - (2) 経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料支払い能力がある方
 - (3) 本施設の維持及び保全又は周辺環境を害する行為等を行わない方
 - (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程に規定する「反社会勢力」該当しない方（参考：<http://www.smrj.go.jp/kikou/policy/069486.html>）
 - (5) 平成31年5月31日を限度とする定期借家契約の締結に同意いただける方。
- （※1）「基盤的技術産業」とは以下に掲げる業種等を中心に法律に定める75業種を指します。詳細はお問い合わせ下さい。

[製造業]

繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業 等

[サービス業]

ソフトウェア業、情報処理サービス業、工業関連の情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、研究開発支援検査分析業、工業関連の理学研究所、工業関連の工学研究所 等

- （※2）「利用者の利便に供する事業」とは、試作開発型事業促進施設入居企業等を支援する対事業所サービス業等を指します。幅広い業種が対象となりますので、ご相談下さい。

5. 申込方法

所定の申込書その他必要書類を下記まで持参又は郵送して下さい。
詳しくは、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

6. 受付期間

平成28年5月23日（月）から平成28年6月2日（木）まで受け付けを行います。
但し、上記期間中に申込みがなかった場合は、随時、受け付けを行います。

7. 賃貸決定

申込書を受理した後、当機構にて審査を行い、賃借人を決定します。
平成28年5月23日（月）から平成28年6月2日（木）までに申込みがあったものについては、平成28年6月以降審査のうえ賃借人を決定します。

但し、上記期間中に申込みがなかった場合は、随時受け付け、審査を行い、賃借人を決定します。

賃借人の決定後、月額賃料（税抜）の3ヶ月分に相当する敷金と使用開始可能日の属する月の賃料の日割額及び翌月分の賃料を納めていただき、当機構と平成31年5月31日を限度とする定期借家契約を締結していただきます。

8. 施設利用開始時期

平成28年7月上旬以降を予定

9. 伊丹市の定着支援制度

テクノフロンティア伊丹入居企業市内定着支援事業

本事業は、伊丹市が本施設に入居する中小企業者に対して、入居開始後5年間を限度（平成31年5月31日まで）に、賃料の一部を補助する制度です。補助金の交付には一定の条件、審査があります。

また、テクノフロンティア伊丹を退去して、伊丹市内にて事業活動を継続する中小企業者に対して、設備投資に係る固定資産税の軽減や、移転後の新規雇用・移転に係る費用の一部を補助する制度を新設いたしました。

※テクノフロンティア伊丹とは・・・

伊丹市内に設立されている、賃貸工場・試作開発オフィス。地域産業の活性化・発展を図ることを目的に、平成13年より事業を行っている。全国に8か所に設立。国の方針により、平成31年5月31日をもって賃貸事業終了の予定。

お問い合わせ先及びお申し込み先

(1) テクノフロンティア伊丹に関するお問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部 支援拠点サポート課

担当：光田・十日谷（とおかや）

〒540-6591

大阪市中央区安土町2-3-13大阪国際ビルディング27階

電話 06-6264-8617 / FAX 06-6264-8612

(2) テクノフロンティア伊丹入居企業市内定着支援事業に関するお問い合わせ先

伊丹市 都市活力部 産業振興室商工労働課

担当：中野・佐藤

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

電話 072-784-8047 / FAX 072-784-8048

同時提供先：大阪経済記者クラブ、近畿経済産業局記者、伊丹市政記者クラブ